

「かわさき情報プラザ」で収集する広報資料に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かわさき情報プラザ」で収集する広報資料を効率的に管理し、活用するために必要な事項を定めるものとする。

(収集する広報資料)

第2条 「かわさき情報プラザ」で収集する広報資料とは、市民に対して広報するために市が作成した冊子、パンフレット・チラシ類、ポスター、地図、音声・映像等を記録したテープ・ディスク類等をいい、市が出資している法人等で作成されたものを含む。

(広報資料の配布)

第3条 「かわさき情報プラザ」は、広報資料を収集し、公文書館、教育委員会の施設、区役所へ配布する。広報資料を作成し、又は入手した所管課は「広報資料送付票」(別記様式)を添付して、配布箇所に応じた必要部数を「かわさき情報プラザ」に提出するものとする。

(広報資料の活用)

第4条 総務企画局長は、収集し、又は報告を受けた広報資料を市民の利用に供するため有効に活用するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。